

小坂井 実 議員



戸別補償は集落営農組織の推進、普及を

問

戸別所得補償制度【1】以下「制度【1】」について聞く。

米の生産調整（減反）を条件に、水田農家に10a当たり1万5千円が定額交付される。また米価が下落した場合、その差額が補てんされる。麦・大豆転作や米粉・飼料用米等は要件を満たせば、最大10a当たり8万円が交付される。

(1) 過去、転作に協力的で

ない地区、個人があつたと聞く。転作制度に従わない事例はないか。

(2) 農地を（農作業を代行する）オペレーター【2】以下「OPP」に全面委託する【3】制度上、この交付金はすべてTOPに入るのか。

(3) 農家が個人的にOPPと

米のモデル事業 (戸別所得補償モデル事業)
自給率向上のための農機整備を図るために、米の生産調整目標に絞って生産する専業農家・兼業農家の皆さんに対して、主食用米の作付面積10a当たり1万5千円を定額交付します。米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

自給率向上事業 (水田活用自給力向上事業)
自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する専業農家・兼業農家の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

農、大豆、飼料用米	額(10a当たり)
米	3.5万円
大豆	4.0万円
米粉	2.7万円
飼料用米	2.0万円
麦	2.0万円
大豆	2.0万円
飼料用米	1.0万円
雑穀	1.5万円

加入申し込み・支払時期
交付金を受け取るためには、加入申請、交付申請書などの提出が必要となります。交付金は、農家から農業者が指定した口座に振り込まれます。

市とJAが連携してPRしたい

個人の農地は、一律10aを差引くが、組織は全体で10a引くのみで、個人より交付金が増える。また個人では対象外の10a以下の農家も参加可能。組織化には、共同販売経理を行う等の諸条件がある。市では、水田と下之割地区が組織化。

契約する部分はどうなるか。
(4) 十四山地区は集落を三つに分け、3年で「ブロッコリーローテーション【4】」している。
例えば麦転作だと（OPPに全面委託した場合）農家は交付金を受けられない。市はどう考えているか。

地域内の水田を数区画に分し、転作を実施する区画を毎年移す方法。麦等の集団転作では、OPPに全面委託する手法が一般的。
(5) この制度は集落営農組織に手厚い【5】。地元の絞ヶ地で集落営農組織を立ち上げたが、10a以下の田を持つ農家も入ってもらった。

ぜひ市も、集落営農組織づくりの推進、普及に努めてほしいがどうか。

答 農政課長

(1) 今回の制度は、個人で（減反を）達成すれば問題はないかと思っている。

(2) OPPに利用権設定【6】農地の貸し借りをしている場合は、当然（OPPが）販売農家になるのでOPPに交付金が入る。

(3) 例えば、JAと刈り取り等の作業委託契約を結ぶ場合は、JAがOPPと契約しており、これについては販売農家である個人に（交付金）が入る。

(4) 市単独補助で生産調整の補助金を出しており、こ

としては麦・大豆の国交付金があるので、（麦などの実需者と販売契約を結ぶ等、交付要件を満たし）それで対応してほしい。

(5) 集落営農は要件があるが、個々より集落営農で行う方が、農家1戸当たりの所得が増加する。

集落内で調整してもらうことが前提となるが、今後市とJAが連携してPRしていきたい。